長野県告示第344号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年6月30日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上水内郡小川村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて 縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第345号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において 準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和4年6月30日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊那市高遠町藤沢6877の1、6877の13、6877の19
- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年7月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年6月30日

長野県佐久建設事務所長 小 林 敏 昭

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 142号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市大字根岸字大曲り 2180番地先から 佐久市大字根岸字中島田2213番地先まで	旧	$\frac{m}{14.6 \sim 15.8}$	Km 0. 2451
同 上	新	$15.0 \sim 18.2$	0. 2817

- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 佐久小諸線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
佐久市大字根岸字西深町2203番地先から 佐久市大字伴野字五反田1832番の3地先まで	旧	$\frac{m}{4.2 \sim 8.8}$	Km 0. 2817
同 上	新	$11.0 \sim 15.2$	同上

- 3(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 下仁田浅科線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
佐久市大字志賀字上南和田5892番の1地先から 佐久市大字志賀字宮東6211番の1地先まで	旧	$\frac{m}{5.6 \sim 10.5}$	Km 0.5358
同 上	新	9.5 ∼ 13.4	同上

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年7月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年6月30日

長野県長野建設事務所長 吉 川 達 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小松原川中島停車場線
- 3 道路の区域

	区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
	長野市川中島町四ツ屋字中島853番の3地先から 長野市川中島町上氷鉋字上河原1364番の23地先まで	[]	6. $5 \sim 51.0$	Km 0. 3275
-			3.0 ∼ 8.8	0. 2777
	同 上	新	$6.5 \sim 51.0$	0. 3275

(区域を変更する期日:令和4年7月1日)

道路管理課